

中小企業・共同型ものづくり支援事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、申請できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者と認めております。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	申請は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で一応募としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。
5	これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、又は単独で提案可能か。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写しを、法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。（※P5「応募手続」参照のこと） なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。 また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です（提案書中に、設立予定時期等を記載願います。）。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。

2 他の補助金との相違等関連

	質 問	回 答
1	「企業の森・産学の森」推進事業との制度上の主な違いは。	単なる企業のグループ活動の域を超え、中小企業同士の生産の連携・一体化の実現を目的としている先進的な取組を求めている、 ・評価基準 ・補助率（量産設備等も含めて一律1／2） などの点が異なります。

2	同一の企業が異なる事業計画で別々の企業グループを構成した場合、各々応募は可能か。	両者の経費に重複のないよう、明確に区分できる場合は、応募可能です。
3	いずれも府内本社中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社のグループで応募した場合、補助金交付はどのようなか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。

3 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、提出先にご相談ください。